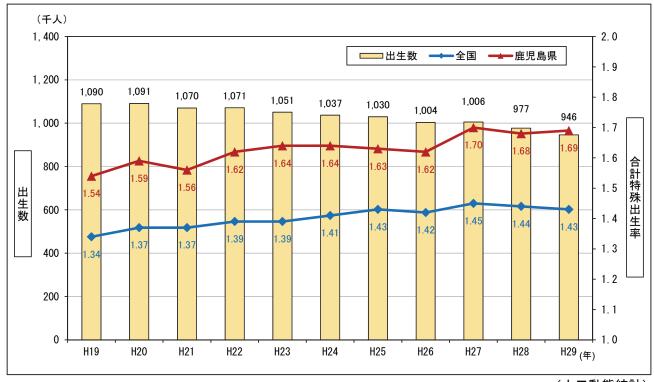
参考資料

男女共同参画に関するあゆみ

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
	▶国際婦人年	▷「婦人問題企画推進本部」設置		
1975	▶「国際婦人年世界会議」(メキシコ)	▷「婦人問題企画推進会議」設置		
(昭和50)	開催、「世界行動計画」を採択	▷「総理府婦人問題担当室」設置		
1976 (昭和51)	▶「国際婦人の十年」スタート (~1985)	▷民法等の一部改正 (離婚後における 婚氏続称制度の新設)		
1977 (昭和52)		▷「国内行動計画」策定		
(141452)	- 「ナフギ叫蜘蛛タの」が日		◆青少年婦人課を設置	
1979 (昭和54)	▶「女子差別撤廃条約」採択 (国連総会)		◆婦人関係行政推進連絡会議及び婦人 問題懇話会を設置	
1980 (昭和55)	▶「国連婦人の十年中間年世界会議」 開催 (コペンハーゲン)	▷民法等の一部改正(配偶者の相続分 アップ)	◆「婦人の生活実態と意識」調査	
1981 (昭和56)	▶「女子差別撤廃条約」発効		◆「鹿児島県婦人対策基本計画」策定	
1984 (昭和59)		▷国籍法及び戸籍法の一部改正 (父母両系主義の立場をとる)		
	▶「国連婦人十年最終年世界会議」	▷国民年金等の一部改正		
1985 (昭和60)	(ナイロビ) 開催、「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略」を採択	(女性の年金権の確立) (昭和61年施行)		
(-11100)	ONCOMON THE HONGAPH CONTY	▷「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭和61)		▷「男女雇用機会均等法」施行		
1987		▷「西暦2000年に向けての新国内行動		
(昭和62)	▶「婦人の地位向上のためのナイロビ将来	計画」策定	◆婦人政策室を設置	
1990 (平成2)	戦略に関する第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択 (国連経済社会理事会)		V ADVIGANCE CUX	
		▷「西暦2000年に向けての新国内行動	◆女性政策室に改称	
1991		計画」第1次改定	◆「鹿児島女性プラン21」策定	
(平成3)			◆「鹿児島女性プラン21推進会議」、 「鹿児島女性行政推進連絡会議」の設置	
1992				
(平成4)		▷婦人問題担当大臣を任命		
1000		▷「パートタイム労働法」施行		
1993 (平成5)				
(, , , , ,		▷中学校での家庭科の男女必修完全実施		
	▶「国際人口 開発会議」開催	▷「男女共同参画室」設置		◇社会教育課に女性政策担当窓口を設置
1994		▷「男女共同参画審議会」設置		
(平成6)		▷「男女共同参画推進本部」設置		
		▷高等学校での家庭科の男女必修完全 実施		
		○	◆鹿児島県「女性の翼」団員を北京の	
1995 (平成7)	▶「第4回世界女性会議」(北京) 開催、「北京宣言及び行動綱領」を採択	(介護休業制度の法制化)	「世界女性会議」へ派遣 ◆「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	VIEW IN THE STATE OF THE STATE
1996 (平成8)		▷「男女共同参画2000年プラン」策定		◇「鹿屋市女性プラン」基本目標策定
1007		▷「男女雇用機会均等法」の改正		◇社会教育課に女性政策係を設置
1997 (平成9)		▷「労働省婦人少年室」を「労働省女性 少年室」に変更		
		▷「婦人週間」を「女性週間」に変更		◇教育委員会社会教育課から企画課に
1998				女性政策係を移管
(平成10)				◇「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会 議」設置要領施行
		▷改正「男女雇用機会均等法」施行	◆「かごしまハーモニープラン」策定 (平成11年度~20年度)	◇「鹿屋市男女共同参画推進会議」 設置要綱一部改正
1999			,	
1999 (平成11)		▷「男女共同参画社会基本法」施行	◆男女共同参画推進本部設置	
	▶国連特別総会「世界女性2000年 会議」開催 (ニューヨーク)	○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	◆男女共同参画推進本部設置	◇企画課 女性政策係から市民学習施設 課 男女共同参画推進室に移管
	· ·		◆男女共同参画推進本部設置	

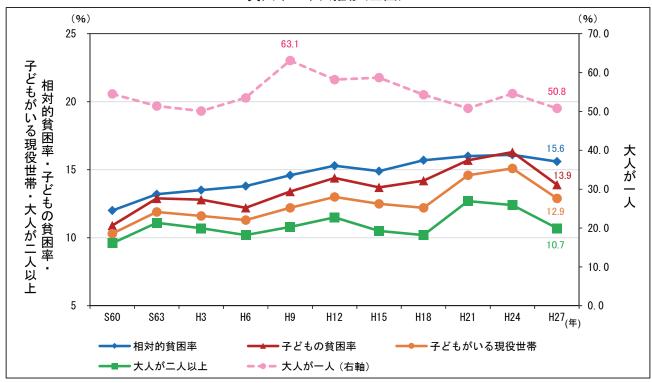
西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
2001 (平成13)		>男女共同参画週間を定める>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行>育児・介護休業法改正	◆「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布 ◆「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会議」 を「鹿屋市男女共同参画行政推進連絡 会議」へ名称変更(改定)◇市職員向け「男女参画」に関する意識調査 実施(7月)
2002 (平成14)		▷アフガニスタンの女性支援に関する 懇談会開催	◆鹿児島県男女共同参画審議会設置	○「かのや男女共同参画プラン」策定 (平成14年3月)◇「鹿屋市男女共同参画推進会議」設置 要綱一部改正
2003 (平成15)		▷「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定▷「次世代育成支援対策推進法」施行▷「配偶者の特別控除」の一部を廃止	◆「鹿児島県男女共同参画センター」設置	◇行政改革により市民学習施設課から市民 学習推進課へ課名変更
2004 (平成16)		▷「女性国家公務員の採用・登用の 拡大等について」推進本部決定▷「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正		
2005 (平成17)	▶第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	▷「男女共同参画基本計画(2次)」閣議決定▷育児・介護休業法改正▷「女性の再チャレンジ支援ブラン」策定		◇「鹿屋市女性人材リスト」登録事業開始
2006 (平成18)		 ▷「女性の再チャレンジ支援ブラン」(改定) ▷「国の審議会等における女性委員の 登用の促進について」推進本部決定 ▷「男女雇用機会均等法」改正 ▷「東アジア男女共同参画担当大臣 会合」開催 	◆「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者支援計画」策定 ◆男女共同参画センターを配偶者暴力相談 支援センターに指定	○1月1日付市町村合併により市民学習推進課から市民活動推進課へ課名変更 ◇「鹿屋市男女共同参画推進会議」を「鹿屋市男女共同参画推進懇話会」へ名称 変更(設置要綱制定)
2007 (平成19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等策定	◆「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	◇男女共同参画に関する市民意識調査実施 (対象:2,500人)
2008 (平成20)			◆「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成20年度~24年度)	◇「 D V 対策庁内連絡会議」設置
2009 (平成21)		▷「育児·介護休業法」改正	◆「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者支援計画」改定 ◆男女共同参画室(青少年男女共同参画 課内) 設置	◇「かのや男女共同参画プラン」策定 (平成21年度~30年度) ◇鹿児島県男女共同参画地域推進員 委嘱(鹿屋市:2名)
2010 (平成22)	▶第54回国連婦人の地位委員会 「北京+15」(ニューヨーク)	▷「男女共同参画基本計画(3次)」 閣議決定▷「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)憲章 1等改定		◇「鹿屋市審議会等委員への女性の登用 促進に関する要領」制定 ◇「かのや男女共同参画プラン」実施計画 作成・実績評価を開始
2011 (平成23)	▶UN Women(ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための国連機関) 正式発足		◆「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
2012 (平成24)	▶第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメント」決議案採択			◇「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施(対象:2500人)
2013 (平成25)		▷「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正▷「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ	◆「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成25年度~29年度)	◇「かのや男女共同参画ブラン」一部改定 (防災分野追加) ◇「人権・デートDV防止研修会」 (中高校生向け研修) 開始
2014 (平成26)				◇「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援計画」策定 (平成26年度~30年度)◇組織機構見直しにより市民活動推進課 から、市民課 男女共同参画推進室へ移管
2015 (平成27)	▶ 第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」(ニューヨーク) ▶UN Women 日本事務所 発足	▷「男女共同参画基本計画(4次)」 閣議決定▷「女性活躍推進法(女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律)」公布		◇「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」 業務開始
2016 (平成28)	▶G7伊勢志摩サミットの首脳会合に おいて「女性活躍推進」をアジェンダに 設定(ジェンダー主流化)	▷「女性活躍推進法」完全施行 ▷「男女雇用機会均等法」改正 ▷「育児・介護休業法」改正	◆「男女共同参画に関する県民意識調査」 実施	◇「鹿屋市男女共同参画推進条例」施行 ◇「男女共同参画及び女性活躍推進に関する 事業所アンケート調査実施 (対象:180事業所)
201 7 (平成29)		▷「ストーカー規制法」改正 ▷「育児・介護休業法」改正	◆「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	◇「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施(対象:2000人)
2018 (平成30)		▷「政治分野における男女共同参画の推進 に関する法律」公布・施行	◆「第3次鹿児島県男女共同参画基本 計画」第定(平成30年度~34年度)	

出生数と合計特殊出生率



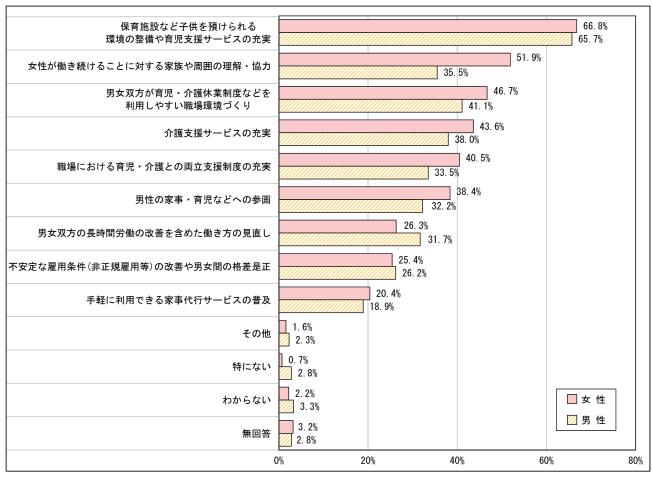
(人口動態統計)

貧困率の年次推移(全国)



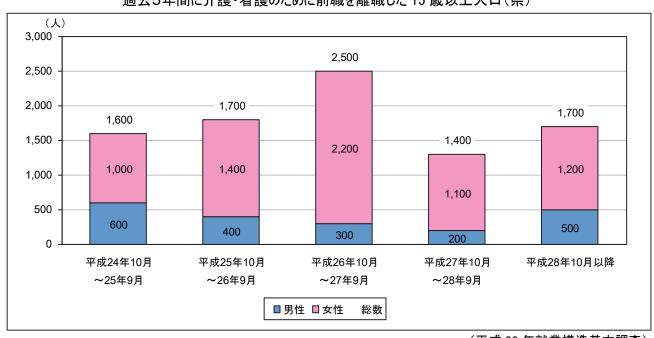
(平成 28 年国民生活基礎調査)

女性が離職せず仕事を続けるために必要なこと



(平成 29 年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

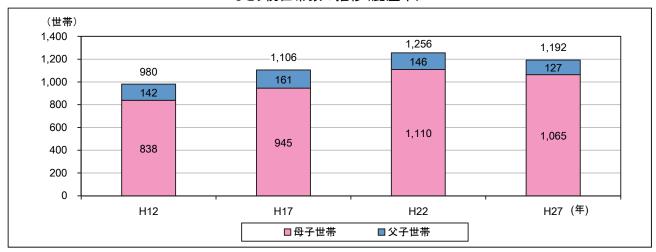
過去5年間に介護・看護のために前職を離職した15歳以上人口(県)



(平成 29 年就業構造基本調査)

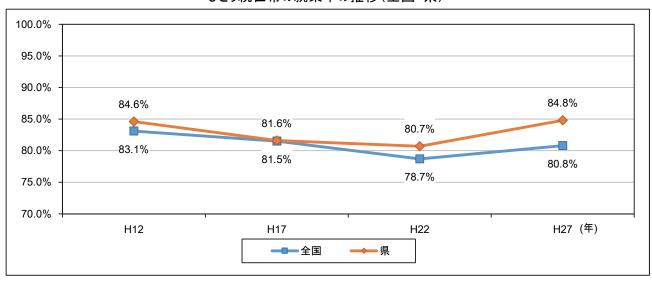
※離職時期不詳の場合に総数に含んでいるほか、表章単位未満の位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも 一致しない

ひとり親世帯数の推移(鹿屋市)



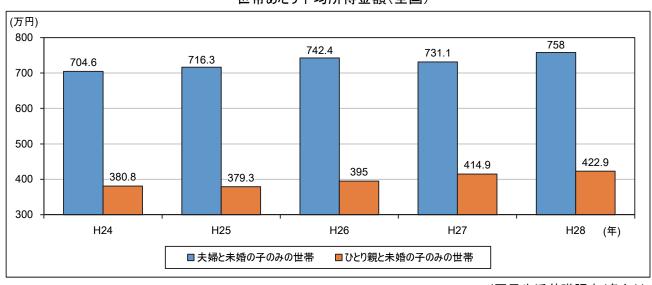
(国勢調査(各年))

ひとり親世帯の就業率の推移(全国・県)



(国勢調査(各年))

一世帯あたり平均所得金額(全国)



(国民生活基礎調査(各年))

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条-第20条)
- 第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題 と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を 図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ 計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別に

よる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他 の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本 計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村 男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定 し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう に努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の 必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣 総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外 の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。

(附 則 抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会 となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員と して任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、 同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命 された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この 法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の 規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員 その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の 任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - (1) から(10)まで 略
 - (11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、 別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第15条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第16条・第17条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条-第25条)
- 第5章 雑則 (第26条—第28条)
- 第6章 罰則 (第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護 その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に 関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員と

しての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、 男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけれ ばならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進 計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する

施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条 第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項 において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定 指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となる べきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画 (一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。 以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働

省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般 事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定 指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣 に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を 付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定 を取り消すことができる。
 - (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他 の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの

又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき は、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で 定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生 労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする 一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、 労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように 相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定

事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主 行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画 をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に 周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に 定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における 活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍 に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業 生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の 紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解 を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの とする。

(協議会)

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による 事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定める ところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令 に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第18条第4項の規定に違反した者
 - (2) 第24条の規定に違反した者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第2項の規定に違反した者

- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密 については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に 規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定 (同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその 効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
 - (2) (3) 「略〕
 - (4) 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日
 - (5) [略]

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に 対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条-第5条)
- 第3章 被害者の保護(第6条―第9条の2)
- 第4章 保護命令(第10条—第22条)
- 第5章 雑則 (第23条—第28条)
- 第5章の2 補則(第28条の2)
- 第6章 罰則 (第29条·第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止 し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶 しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村 (特別区を含む。以下同じ。) は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する 基本的な計画 (以下この条において「市町村基本計画」という。) を定めるよう努めなければなら ない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる 業務を行うものとする。
 - (1)被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3)被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4)被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は 警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものと する。
- 3 刑法 (明治40年法律第45号) の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、

前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター 等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に 応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容 について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の 申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者

が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から 退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した 裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から 起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしては ならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項 並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が 幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者

がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため 必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者 に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月 を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は 当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと を命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において 密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この 項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野 又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して 配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項 第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該 親族等の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他 その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意 (当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意) がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもする ことができる。
 - (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の 配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい と認めるに足りる申立ての時における事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要

があると認めるに足りる申立ての時における事情

- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して 配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると 認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条/2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは 保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるもの とする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに 速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、ロ頭弁論 を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日 における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号 イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した

旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があること につき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力 を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する 間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力 の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から 第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さ なければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合 について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定 による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後 において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令 の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により 当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての 理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同1の事実を理由とする同号の規定 による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の 部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条 第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に 掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに 掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」 とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に 反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する 理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育 及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に 委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用の うち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手
		からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者で	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定
	あった者	する関係にある相手であった者
第10条第1項から	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第4項まで、第11		
条第2項第2号、		
第12条第1項第1		
号から第4号まで		
及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻	第28条の2に規定する関係を解消した場合
	が取り消された場合	

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの 法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」と いう。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに 限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とある のは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会 の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由 その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と 社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能 となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての 基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治 活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な 施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に 関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を 定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における 当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供 (次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と 理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に 進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成 及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治 分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる ものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鹿屋市男女共同参画推進条例(平成28年3月23日条例第5号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第8条・第9条)
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第10条-第14条)
- 第4章 鹿屋市男女共同参画審議会(第15条-第21条)
- 第5章 雑則 (第22条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重、法の下の平等及び家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念や慣行は依然として根強く残っており、なお一層の努力が求められている。

活力ある鹿屋市の未来を築くためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることに より、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び 文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する男女共同参画の機会に係る男女間の格差を解消するため、 必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
 - (4) 事業者等 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体並びに市内において自発的な社会活動を行っている非営利の団体をいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他 生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して 参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭 生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の 活動を行うことができるように配慮されること。
 - (5) 全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
 - (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体との 連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画 の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進の ための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する よう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性 にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか 間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他他者に対して身体的若しくは精神的苦痛を与え又はそれを助長するような 行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は ドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の 性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する ために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、第15条の鹿屋市男女共同参画審議会の意見を聴か なければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表 しなければならない。

(具体的施策)

- 第13条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。
 - (1) 男女共同参画を推進するために必要な体制を整備するとともに、法制上又は財政上の措置 その他の措置を講ずること。
 - (2) 市の施策の立案及び決定に際し、男女が共同して参画する機会を確保するとともに、審議会等における各種委員を選出する場合に当たっては、男女の均衡を図るよう積極的改善措置を講ずること。

- (3) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるように広報啓発活動を行うこと。
- (4) 市民及び事業者等が行う男女共同参画に関する活動を推進するため、情報の提供その他の 必要な支援を行うこと。
- (5) ドメスティック・バイオレンスの防止に努め、被害を受けた者に対し、必要に応じた救済を 行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進に関する具体的施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を 阻害する問題について調査研究すること。
- (7) 男女が共に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動と職場、学校、地域等における 活動を両立することを可能とするため、情報の提供その他必要な支援を行うこと。
- (8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災及び災害復興の体制を確立するよう必要な措置を講ずること。

(市民等の申出)

- 第14条 市は、市が実施する施策に関して、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして市民 又は事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。
- 2 市は、第8条及び第9条に規定する男女共同参画を阻害する行為に関し、市民又は事業者等からの申出があったときは、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 鹿屋市男女共同参画審議会

(審議会)

- 第15条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市男女共同 参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議し、市長に答申すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

- 第16条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であっては ならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市内に居住する者で公募によるもの
 - (3) 行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第17条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第20条 男女共同参画の推進に関する専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されているかのや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定 に基づき策定された基本計画とみなす。
- 3 鹿屋市報酬及び費用弁償条例(平成18年鹿屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

鹿屋市男女共同参画審議会委員名簿

	所属等	委 員 名	備考
1	鹿屋体育大学教授	森 克 己	会 長
2	鹿屋市校長協会 (西原台小学校)	前 田 賢 治	
3	鹿屋公共職業安定所	瀬戸雄作	
4	大隅地域振興局	大宮司 由美子	
5	鹿屋労働基準監督署	夏 迫 昭 人	
6	鹿児島きもつき農業協同組合	内 倉 友 美	
7	鹿屋商工会議所女性会	鶴丸映子	
8	日本政策金融公庫鹿屋支店	前 田 浩 志	
9	NPO法人 隣の会	齋 藤 鈴 子	副会長
10	 鹿屋人権擁護委員協議会	柿 本 和 範	平成30年9月まで
11		本白水 利 広	平成 30 年 10 月から
12	肝属地区生活研究グループ連絡協議会吾平支部	堀之内 節 子	
13	一輝北地域婦人団体連絡協議会	松 谷 奈美江	平成30年9月まで
14		重 田 久 代	平成30年10月から
15	肝属地区生活研究グループ連絡協議会串良支部	加藤順子	平成30年9月まで
16	串良がんばる会	鎌ヶ迫 良 子	平成 30 年 10 月から
17	一般公募	松元和彦	
18	一般公募	永 山 美 鈴	
19	一般公募	原田すず子	

用語解説

用語	解説
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って 経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割 分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の 十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法に基づき、被害者支援のための拠点として、配偶者からの暴力の相談に応じ、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供、その他の援助などの機能を果たす機関。平成27年4月に設置。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表す。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが 適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、 役割を固定的に分ける考え方のこと。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」 等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
ジェンダー	生物学的性別(SEX)でなく、「社会的・文化的に形成された性別(性別に基づいて社会的に作り上げられた「男性像」「女性像」)」のこと。
女子差別撤廃条約	昭和54年(1979年)に国連総会で採択され、日本では昭和60年 (1985年)に締結した条約。女子に対するあらゆる差別を撤廃す ることを基本理念とし、具体的には、「女子に対する差別」を定 義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あ らゆる分野での男女の平等を規定している。
女性のエンパワーメント	女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、 自律的な力をつけて発揮すること。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向う異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

用語	解説
相対的貧困率	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って 調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の 割合。
ダイバーシティ (多様性)	性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、 共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画地域推進員	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、 男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度 を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・ 啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や 市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤 が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行の こと。
デートDV(交際相手や 元交際相手からの暴力)	主に若い世代の男女間で、交際相手や元交際相手から受ける 暴力のことをいい、通常のDVに加え、相手を自分の思いどおり に支配しようとする態度、行動なども見られる。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。例として、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定などがある。
リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ (性と生殖に関する 健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

用語	解説
DV(配偶者等からの暴力)	ドメスティック・バイオレンスの略。 配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。 暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。 これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くある。
LGBT	女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性別違和 (旧性同一性障害)を含む性別越境者など (Transgender)という単語の頭文字からなる表現。 医学用語ではなく、当事者らが選択した呼称。 近年、社会的に一般用語として認知されてきている。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。 これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

発行

鹿児島県 鹿屋市

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20番1号

市民生活部 市民課 男女共同参画推進室

TEL 0994-43-2111

E-mail danjyo@e-kanoya.net